

県有施設の省エネルギー改修等に係る協議について

環境エネルギー課

【趣旨】

各施設管理者が、施設改修等について予め環境部に協議することで、県有施設の改修等の機会をとらえ、計画的・効果的な省エネルギーのための改修、自然エネルギーの導入を推進する

- 施設管理者は、施設改修等を行う場合は計画の構想・企画段階において、可能な限り早期に、当該施設主管課経由で環境エネルギー課に協議する。
- 協議された案件に対し、県有財産ファシリティマネジメント推進会議プロジェクトチームの下に設置する省エネ推進ワーキンググループは、省エネルギー性能の向上、自然エネルギーの導入など、施設改修等に当たり検討すべき観点を提案する。
- 環境エネルギー課は、省エネWGの検討結果を取りまとめ、施設管理者へ回答する。
- 施設管理者は、協議結果を踏まえて、施設改修等の計画を作成する。

